

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和3年9月22日

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期					漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網漁業）	9 (0)	3.5トン未満	定めなし	ア60.0度の直線とイ135.0度の直線との両線間における石川県沖合海域。 ア 石川県珠洲市三崎町高波崎（北緯37度27.893度、東経137度21.462分） イ 鳳珠郡能登町新保川右岸（北緯37度18.702分、東経137度14.960分）	11月6日から翌年4月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)珠洲市三崎町から上戸町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	継続	5年	8	すず(錦島・珠洲中央)
	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網漁業）	9 (0)	"	"	"	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)珠洲市宝立町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	2	すず(宝立)
	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網漁業）	14 (13)	"	"	"	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)鳳珠郡能登町恋路から新保に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	10	内浦
	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網漁業）	7 (4)	"	"	ア135.0度の直線とイ170.0度の直線との両線間における石川県沖合海域。 ア 鳳珠郡能登町宇越坂内浦クリーンセンターゴミ焼却場煙突（北緯37度18.993分、東経137度14.097分） イ 基点第9号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.768分、東経137度12.420分）	11月6日から翌年4月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)鳳珠郡能登町宇越坂から小木まで漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	0	小木
	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網漁業）	6 (0)	"	"	(1)ア168.0度の直線とイ180.0度の直線との両線間における水深50m以浅の海域。 ア 基点第53号（鳳珠郡能登町宇出津と鳳珠郡能登町宇藤波との境界に設置した標柱：北緯37度17.990分、東経137度8.907分） イ 鳳珠郡能登町宇羽根八幡神社鳥居中心点（北緯37度18.068分、東経137度10.595分） (2)ウ、エ及びオをそれぞれ順に直線で結び、その線にオ157.0度の直線を加えた線と、カ157.0度の直線との両線間における水深50m以浅の海域。 ウ 基点第7号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度18.103分、東経137度12.518分） エ 基点第8号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.753分、東経137度12.312分） オ 基点第9号（鳳珠郡能登町宇越に設置された標柱：北緯37度17.768分、東経137度12.420分） カ 基点第6号（鳳珠郡能登町宇真脇と鳳珠郡能登町宇小浦との境界に設置した標柱：北緯37度17.883分、東経137度11.712分）	1月15日から4月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)鳳珠郡能登町宇越から鷺川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	0	能都

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業(手線第3種漁業 なまこけた網漁業)	12 (0)	"	"	アとイとを結んだ直線、ウとエとを結んだ直線、エ、オ及びカをそれぞれ順に結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共第24号共同漁業権漁場区域を除く。 ア 鳳珠郡穴水町前波川河口右岸(北緯37度13.160分、東経137度04.080分) イ 七尾市鷺浦町観音崎灯台(北緯37度06.420分、東経137度03.477分) ウ 七尾市能登島野崎町柿崎(北緯37度07.025分、東経137度02.463分) エ 七尾市中島町横見川河口右岸(北緯37度10.130分、東経136度53.345分) オ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点(北緯37度09.329分、東経136度57.963分) カ 七尾市能登島曲町植木鼻(北緯37度08.808分、東経136度57.790分)	11月6日から翌年3月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)鳳珠郡穴水町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	6	穴水
	小型機船底びき網漁業(手線第3種漁業 なまこけた網漁業)	33 (5)	"	"	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線、エ、オ及びカをそれぞれ順に結んだ直線、キとクとを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、ケ、コ、サ及びシをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 七尾市中島町横見川河口右岸(北緯37度10.130分、東経136度53.345分) イ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点(北緯37度09.329分、東経136度57.963分) ウ 七尾市能登島曲町植木鼻(北緯37度08.808分、東経136度57.790分) エ 基点第64号(七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱:北緯37度05.000分、東経136度54.220分) オ 七尾市中島町机島中央(北緯37度06.122分、東経136度53.510分) カ 基点第92号(七尾市中島町瀬崎藤吉鼻に設置した標柱:北緯37度06.582分、東経136度52.815分) キ 七尾市能登島野崎町柿崎(北緯37度07.025分、東経137度02.463分) ク 七尾市鷺浦町観音崎灯台(北緯37度06.420分、東経137度03.477分) ケ 七尾市能登島佐波町乳母崎(北緯37度06.755分、東経137度00.393分) コ 七尾市能登島佐波町乳母崎と七尾市福留川河口右岸とを結んだ直線と、七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻と七尾市赤浦町赤浦川河口右岸とを結んだ直線との交点(北緯37度06.339分、東経137度00.722分。) サ 七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻と七尾市赤浦町赤浦川河口右岸とを結んだ直線と、七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸と七尾市三笠町リキミヤ崖(通称)とを結んだ直線との交点(北緯37度05.800分、東経136度59.726分) シ 七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸(北緯37度06.408分、東経136度58.813分)	11月6日から翌年3月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※(2)七尾市(能登島の各町を除く)に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	14	七尾西湾、七尾、ななか(能登島以外)

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の控数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 なまこけた網漁業)	50 (8)	"	"	(1) 以下に示すア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線、エ、オ及びクをそれぞれ順に結んだ直線、キとクとを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ア 七尾市中島町横見川河口右岸(北緯37度10.130分、東経136度53.345分) イ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻と七尾市能登島曲町植木鼻を結んだ直線と七尾市中島町横見川河口右岸と七尾市能登島曲町牧鼻を結んだ直線との交点(北緯37度09.329分、東経136度57.963分) ウ 七尾市能登島曲町植木鼻(北緯37度08.808分、東経136度57.790分) エ 基点第64号(七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱:北緯37度05.000分、東経136度54.220分) オ 七尾市中島町机島中央(北緯37度06.122分、東経136度53.510分) カ 基点第92号(七尾市中島町瀨嵐藤吉鼻に設置した標柱:北緯37度06.582分、東経136度52.815分) キ 七尾市能登島野崎町柿崎(北緯37度07.025分、東経137度02.463分) ク 七尾市鵜浦町観音崎灯台(北緯37度06.420分、東経137度03.477分) (2) (1)に含まれない共第29、30及び31号共同漁業権漁場区域。	11月6日から翌年3月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。*(2)七尾市能登島半浦・二穴・久木・田尻・通・関・無間・須曾・南・日出ヶ島・野崎町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	4	ななか(能登島半浦・二穴・久木・田尻・通・関・無間・須曾・南・日出ヶ島・野崎町)
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 なまこけた網漁業)	14 (1)	"	"	(1) ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線、エとオとを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共第24号共同漁業権漁場区域を除く。 ア 鳳珠郡穴水町前波川河口右岸(北緯37度13.160分、東経137度04.080分) イ 七尾市鵜浦町観音崎灯台(北緯37度06.420分、東経137度3.477分) ウ 七尾市能登島野崎町柿崎(北緯37度07.025分、東経137度14.960分) エ 七尾市中島町横見川河口右岸(北緯37度10.130分、東経136度02.463分) オ 七尾市能登島曲町牧鼻(北緯37度07.275分、東経137度02.923分) (2) (1)に含まれない共第29、30及び31号共同漁業権漁場区域。 (3) (1)に含まれない七尾北湾の共同漁業権漁場区域を除く区域。	11月6日から翌年3月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。*(2)七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・釜目・八ヶ崎・百万石・長崎町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"	0	ななか(能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・釜目・八ヶ崎・百万石・長崎町)

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の数の管理	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網漁業)	2 (0)	〃	〃	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号(七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱:北緯37度05.000分、東経136度54.220分) イ 七尾市中島町机島中央(北緯37度06.122分、東経136度53.510分) ウ 基点第92号(七尾市中島町瀬風藤吉鼻に設置した標柱:北緯37度06.582分、東経136度52.815分)	11月6日から翌年2月末日まで	次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。 ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市(ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鯉目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く)に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。 (3)番号7及び8の許可等を受給している者。	新規	1年	2	七尾西湾、七尾、ななか(ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鯉目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く)
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業(かわはぎ)	10 (1)	5トン未満	定めなし	珠洲市上戸町南方と同市宝立町春日野との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度24.670分東経137度14.698分)90.0度の直線と鳳珠那能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の直線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)とする。ただし、水深60メートル以浅の海域に限る。	11月1日から12月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。 ただし、漁船使用予定者を含む。※ 1 (2)珠洲市から鳳珠那能登町新保に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	継続	5年	0	すず、内浦

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年9月22日から令和3年10月15日まで